



YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com



- 代表より ●平成 25 年の労働・社会保険関係法改正 ●平成 25 年 1 月末より年金記録の再確認キャンペーンがスタート ●「定年後再雇用拒否」をめぐる最高裁の判例 ●ブルーライトって何？ ●企業PRコーナー ●スタッフコラム

鎌倉です。新年明けましておめでとうございます。年末年始はいかがお過ごしでしたか？

私はお正月を近場で家族と過ごしました。心残りは、元旦に近くの熊野神社に初詣でに出かけたところ、あまりの長蛇の列にあきらめることになり、今年はまだ参拝できていないこと…。年始のおみくじには毎年、旅行やディズニーランドのチケットなどがあたることもあり、参拝する人は多いです。神社もいろいろ工夫されてるんですね！

年末年始には1年を振り返り、新年の抱負を掲げた方も多いと思います。

毎年恒例ですが、今年も大晦日に「自分年表」を作成しました。自分や家族全員の年齢を入れて、法改正などの社会の変化も織り込みながら、仕事だけでなく、自分の今後10年間のやりたいことを年表に入れていき、手帳にはさんで日々、目にするようにしておきます。目先のことに追われがちなときも、視点を上げることで、自分の立ち位置を確認できますし、不確実なことはたくさんありますが、だからこそこの年表づくりに向き合うことで、前向きに時間軸を再認識できるように思います。時間に追われている皆さまに、お勧めです！

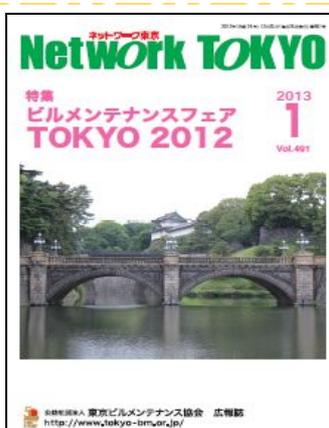
さて、今年は改正高年齢者雇用安定法の施行、改正労働契約法の施行が4月に控えています。今月の特集“今年の方改正”にもご案内させていただきましたが、改正高年齢法については就業規則の変更や実務上の対応をとる必要がありますので、顧問先企業様には担当よりご案内申し上げます。ご相談は随時お受けしております。

年末は、労使トラブルのご相談が大変多く、改めて紛争が増えていることを実感しました。労働審判は手軽に利用されるようになっており、かなり浸透しています。ユニオンに駆け込むケース、労働基準監督署への申告も増加しています。フェイスブックなどのSNSやインターネット上の風評被害も企業リスクとして考えなければならない時代です。

日常的に発生する多様な労使関係、労務管理、法律問題等を具体的に解決するためにも、エール一同、事件にならないような日頃のサポートこそが大切と気持ちを引き締めております。本年も一同、宜しくお願ひ申し上げます。



忘年会はジャンケン大会に燃えました



【鎌倉 執筆記事のご案内】

- ◆ 建通新聞 連載(1面)
「知らないではすまされない
建設業の社会保険未加入対策」
 - ◆ NetWork Tokyo 連載
(東京ビルメンテナンス協会)
「ビルメン業の助成金・給付金」
- 関心をお持ちの方は執筆記事をご案内しております。

平成25年の労働・社会保険関係の法改正

◆平成25年に予定されている主な改正◆

1. 復興特別所得税の開始(平成25年1月～)

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されたことにより、所得税の源泉徴収義務者(会社)は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収する際、復興特別所得税として源泉徴収する所得額の2.1%相当額を所得税の源泉徴収の際に合わせて源泉徴収し、源泉所得税と合わせて国に納付しなければならないこととされました。

ただし、租税条約の規定により、所得税及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

2. 協会けんぽの保険料率UP(平成25年3月～)

毎年3月の協会けんぽ(健康保険・介護保険)の保険料率の改定ですが、平成25年度につきましても引き上げの見通しとなっています。

3. 障害者雇用率の改正(平成25年4月～)

平成25年4月1日より、障害者の法定雇用率が上がります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日より
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県の教育委員会	2.0%	2.2%

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、この改正により、障害者雇用納付金制度も改正されます。

障害者雇用納付金制度とは、障害者の雇用が少なく、法定雇用率を下回っている事業主(従業員200人超)から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に、障害者を多く雇用し、法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者の雇用については、助成金の対象となる場合などがございます。
ご検討の企業様については、事前にメールまでご相談ください。

4. 改正労働契約法の施行(平成25年4月～)

平成 24 年 8 月 10 日に公布された改正労働契約法が平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。

無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

※通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象です。

平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

「雇止め法理」の法定化(平成 24 年 8 月～施行済み)

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されています。

一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

5. 高年齢者雇用安定法の改正(平成25年4月～)

平成 24 年 8 月 29 日に成立した改正労働契約法が平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。

① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者を、事業主が労使協定で定める基準によって限定できる仕組みが廃止されます。

※なお、心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。)に該当する場合には、継続雇用しないことができます。

※現在、労使協定を締結している企業については、希望者全員を再雇用する年齢を段階的に引き上げる下記の経過措置が設けられます。

経過措置期間	基準を適用できる年齢
平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳

② 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲を、グループ企業にまで拡大する仕組みが設けられます。

③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定が設けられます。

④ 「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し

雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を 65 歳以上にまで拡大されます。

平成25年1月末より年金記録の再確認キャンペーンがスタート

依然として年金制度への不信感がぬぐえない状況が続いており、日本年金機構では「ねんきん特別便」を送付するなどして年金記録問題の解決に向けた対策を行っています。しかし、未だに持ち主が分からない年金記録が数多く残っていることもあり、平成25年1月末より「気になる年金記録、再確認キャンペーン」が行われる予定になっています。

再確認キャンペーン実施の目的

今回のキャンペーンは日本年金機構が、年金記録問題の解決なくして年金制度に対する国民の信頼を回復することができないと考え、1件でも多くの記録の持ち主が見つかることを目指して実施するものです。平成25年1月末を目途に、集中的な取組みが開始される予定になっています。

キャンペーンの具体的な内容

具体的には、以下の取組みが行われる予定となっています。

国民年金の被保険者と年金受給者のすべてに対して、個別に「ねんきんネット」利用のためのアクセスキーを郵送し、自身の記録確認を呼び掛ける。

漏れや誤りが起こりやすいケースを分かりやすいチェックリストにまとめ、アクセスキーとともに郵送したり、リーフレットで周知したり、年金記録について気づきの機会をできるだけ増やす。

気になる年金記録がある人については、年金事務所において相談を受けつける。

日本年金機構から被保険者である従業員に対して「ねんきん定期便」が送付されていますが、従業員が転居するなどした際に住所変更の手続きが行われず、本人に届いていないといった問題が生じています。そのため、会社では住所変更が行われる従業員が出てきた際には届出漏れのないように手続きをしておきましょう。

ねんきんネットとは・・・インターネットで以下の項目が閲覧でき、公的年金に加入していない期間や標準報酬額の大きな変動を確認することができるようにしたもの

公的年金制度（国民年金・厚生年金保険・船員保険）の加入履歴 （加入していた制度、加入した年月、脱退した年月、加入していた期間の月数等）
国民年金保険料の納付状況
厚生年金保険に加入していたときの会社名、標準報酬月額、標準賞与額
船員保険に加入していたときの船舶所有者名、標準報酬月額、標準賞与額
年金見込額、保険料納付済額等

これを利用するためにはアクセスキーが必要であり、平成23年4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記載されているユーザIDを利用して利用登録をするか、日本年金機構のホームページから申込みが行えるようになっています。

「定年後再雇用拒否」をめぐる最高裁の判例

事件の概要

定年後再雇用を拒否された労働者が会社に対して地位確認などを求めた訴訟の上告審判決が 11 月 29 日、最高裁（第 1 小法廷）であり、継続雇用の基準を満たす労働者は定年後も雇用の継続を期待する合理的理由があるとして、解雇法理を類推適用して雇用関係の存続を認め、会社側の上告を棄却し、雇用の存続と賃金の支払いを命じました。

平成 18 年 4 月改正による高年齢者雇用安定法（高齢法）下の再雇用拒否事件で、初めて最高裁による判断が示されたこととなります。

この事件では、JMIU（全日本金属情報機器労組）津田電気計器支部（大阪府箕面市）の書記長を含む全組合員 3 人だけが再雇用を拒否されたため、社員としての地位確認と賃金の支払いを求めていたもので、平成 22 年 9 月の大阪地裁、平成 23 年 3 月の大阪高裁のいずれも労働者側の主張を認める判決が出されていました。

会社による恣意的な再雇用基準の運用は認められない

本件では、労働者側は雇用の継続を希望したものの、会社側は仕事を点数化して評価する社内基準を満たしていないとして、61 歳を迎えた平成 21 年 1 月以降の再雇用を拒否していました。

裁判所は、この会社の対応について、「男性は社内の基準を満たしており、再雇用しないのは合理的な理由を欠く」と述べ、不当に低い評価をして再雇用を拒否したのは違法だと判断を示しました。

平成 25 年 4 月から施行される高年齢者雇用安定法の改正により、企業は原則として継続雇用することとなります。改正法の対応のご相談はお気軽にエール担当者まで。

ブルーライトって何？

パソコンやスマートフォン、携帯用ゲーム機やタブレットの液晶ディスプレイ、また LED 照明などから発せられる光のうち、可視光線で最も強い青色光を「ブルーライト」といい、他の色の光のように眼の角膜や水晶体で吸収されず、網膜まで達します。

青色光よりさらに強い紫外線については、長時間浴びると角膜炎等の眼病を生じることが明らかになっていますが、青色光も、眼の中で光を散乱させ、眩しさを感じる原因となることがわかっています。また、人間は青色光を見ると「今は活動時間である」と感じ取り、脳が覚醒することから、夜遅くに青色光を見続けることで体内時計が狂ったり、睡眠障害を引き起こしたりする可能性が指摘され、研究が進められています。

ブルーライト保護商品の効果は？

青色光を 50% カットする効果のあるメガネが、あるチェーン店では発売開始から 1 年ほどで 75 万本超を売り上げ、パソコンやスマートフォンの液晶保護フィルムも人気を集めています。

眼科医や大学教授らで立ち上げたブルーライト研究会では、保護メガネの使用が眼精疲労や睡眠に及ぼす影響に関する調査結果を発表していますが、いずれも一定の効果があったそうです。

ブルーライト保護商品に頼らずに眼の疲れを軽減するには？

オフィスにおける眼精疲労の原因には、何と云ってもパソコンの長時間使用が挙げられますが、モニターの明るさを落としたり画面の背景色を変えたりするだけでも、疲労感を軽くすることができます。

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら田中までご連絡下さい。

株式会社アンティは“お手頃価格で良いものをシックにオシャレに”をテーマに、大人のカジュアルファッション(婦人服)を提供しています。関東を中心に、直営店や百貨店内で販売しています。

倉庫バーゲンのお知らせ ～お気軽にお越しください～



日頃の感謝を込めて、本社にて**倉庫バーゲン**を開催します！！
新年を新しい服で過ごしたい方、奥様やお母様へプレゼントしたい方等、
ぜひお越しくださいませ。

日時:2013年1月18日(金)・19日(土)

場所:〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台 5-5-1 A5
(横浜市営地下鉄ブルーライン「仲町台駅」徒歩2分)



新作冬物
入荷しました

老人ホームへの出張販売承ります！

セーター・カーデガン・ベスト・カットソー・ブラウス
他、オシャレなアイテムと楽しいお買い物の時間を提供
させていただきます。



商品やスケジュールなど、
お気軽にお問い合わせください。
詳細につきましては、
担当営業がお伺いして
打ち合わせさせていただきます。



スタッフコラム



今月のコラムは、
田中が担当します



明けましておめでとうございます。年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか？大型連休をとりゆっくりされた方もいらっしゃると思います。私は、年末年始に西オーストラリアへ行ってきました！

西海岸の世界遺産シャークベイに、ストロマトライトという世界最古の生物が生息しています。世界中ココでしか見られない！ということで、滞在先のパースから800km移動して見に行ったのですが、これが、一見するとただの岩なのです。「見てもおもしろくないよ」とは聞いていましたが、ここまで「岩」だとは…。ですが、岩は見かけによらないものです。ストロマトライトは実は生きていて、35億年前から姿を変えることなく今でも年に約0.3mmずつゆっくりと成長を続けているのです。しかも、ストロマトライトは酸素形成の起源とされており、今も光合成によって酸素を送り出し続けているのです。

何事も、見た目で判断してはいけません。岩それぞれ、人それぞれ、見た目はただの岩だったり弱そうな人だったりしても、内面には、みなキラリと光る何かを持っているものです。そんな一面を見つけて引き出せる、そんな人になりたいと思ったのでした。

本年も、労務の問題のみならず幅広くお役にたてるようスタッフ一同努めてまいります。毎月発行のエールスピリッツでは、引き続き「企業PRコーナー」で、キラリと光る会社様をご紹介して参りますので、是非、ご活用ください！

新しい年もどうぞ宜しくお願い致します。